

第1章 基本方針

I 趣旨

食品の安全確保は、県政の重要な課題の一つであり、広島県では、平成 27 年 3 月に策定した「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」に基づき、生産から消費に至る各段階で、生産者、事業者、消費者及び行政の各者の取組により、食品の安全確保に関する施策を推進してきました。

しかし、食中毒事件、食品の回収事案、不適正な食品表示など食品の安全・安心を脅かす事例等が依然として発生している状況であり、また、食のグローバル化、中食・外食など食の外部的進展のほか、食品衛生法、食品表示法等の改正により、食品を取り巻く状況は大きく変化しています。

こうした食品の安全・安心に関わる状況の変化により、消費者の食品に対する関心は大きくなり、食品に携わる者の取組が注視されるとともに、食品の安全・安心を確保するための対策の強化が必要となっています。

令和 2 年度県政世論調査によると、普段流通している食品に対して不安を抱いている県民は、2 割程度（21.5%）であり、前回調査時（平成 29 年度）から 10%以上減少しており、消費者の食品に対する不安意識は軽減されつつあると考えられます。

一方で、輸入食品や残留農薬、食品添加物の安全性などに不安を抱いている者も多く、今後も食品の安全・安心の確保に向けて、農畜水産物の生産・流通や食品の製造・加工・販売などに携わる生産者や事業者は、食品の安全性の確保などに努めるとともに、行政は、輸入食品の検査強化や生産農家への農薬などの適正使用の指導強化及び安全な食品についての知識や情報の提供などに取り組むことが依然として望まれています。

今回の改正では、平成 27 年策定の「基本方針」の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに、「安全」と「安心」の領域に分け、それぞれの領域における「10 年後の目指す姿」を設定しました。また、「推進プラン」については、各領域の中で、取組の柱、取組の方向、基本施策及び具体的取組を設定しました。これらを着実に実行するとともに、取組状況等を毎年度点検し、食品の安全・安心確保対策を推進します。

Ⅱ 基本的な考え方

基本方針の位置づけ

この基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、行政、生産者、事業者及び消費者のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

食品の安全を確保するためには、生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した取組を推進していくことが重要です。

また、食品への安心は、「食品の安全確保」と「生産者、事業者、消費者及び行政の相互の信頼」との相乗効果によって得られるものです。

平成27年策定の基本方針では、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら、食品の安全・安心確保対策に参画し、協働して取り組むための共通認識を明確にするため「あるべき姿」を定めました。

今回の改正では、引き続き、この「あるべき姿」を実現するために、実効性のある取組を進めていきます。

生産者、事業者、消費者及び行政のそれぞれがこの共通認識を持ち、自主的かつ相互に連携して、食品の安全・安心確保対策に取り組み、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることによって、安全な食品を安心して食べることができる社会の実現を目指します。

領域の設定と 10 年後の目指す姿

体系的に施策を推進するため、「あるべき姿」の構成要素である「安全な食品の提供」、「安心感の醸成」の2つの領域を設定し、10年後を見据えた施策を計画的に展開するため、各領域に「10年後の目指す姿」を設定します。

領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができています。



基本的な視点

○ 科学的根拠に基づく取組の推進

食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組みます。

○ 情報の提供による透明性と信頼性の確保

食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。

○ 自主的な取組の推進

食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

行政、生産者・事業者及び消費者の役割

○ 行政の役割

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

○ 生産者・事業者の役割

食品の安全・安心の確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し、食品の安全確保を図ります。

○ 消費者の役割

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と生産者、事業者、行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

基本方針及び推進プランの方向性

食品の安全に関する基本方針

(H15.3~)

- 基本的な視点
- 行政、生産者、事業者の役割と消費者の取組
- 基本方針の内容
 - ・ 行政の施策
 - ・ 生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する推進プラン

(H16.3~ 第1期~第4期)

- 基本的な考え方
- 食を巡る現状と課題
- 推進プランにおける施策展開の視点と主な取組
- 推進プランの項目と推進目標
- 行政の施策
- 生産者、事業者の役割と消費者の取組

食品の安全に関する基本方針及び推進プラン

(H27.3~)

- 基本的な考え方
- あるべき姿

『みんなで創る、**安全**な食品を**安心**して食べることができる社会』

- 領域の設定と10年後の目指す姿
 - <領域Ⅰ 安全な食品の提供>
「生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。」
 - <領域Ⅱ 安心感の醸成>
「流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。」
- 基本的な視点
 - ・ 科学的根拠に基づく取組の推進
 - ・ 情報提供による透明性と信頼性の確保
 - ・ 自主的な取組の推進
- 行政、生産者・事業者及び消費者の役割
- 取組の柱ごとの基本施策における取組及び数値目標

推進プランの実行

数値目標のチェック（進捗状況の確認（毎年度））

「安全な食品を安心して食べることができる社会」の実現

食品の安全に関する現状と課題

前プランを策定した平成27年度以降の食の安全に関する主な出来事及び社会情勢の変化に伴う課題については、以下のとおりです。

改正食品衛生法の影響

(1) HACCPに沿った衛生管理の制度化

HACCPを手法とした衛生管理は、欧米を中心とする先進国では義務化が進められており、東京オリンピック・パラリンピックの開催により、全国的に波及すると考えられる訪日者の増加を見据えて、国際標準と整合を図った食品衛生管理が求められています。

そのため、原則として、すべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月から義務化されます。

(2) 広域的な食中毒事案への対策強化

平成29年に発生した広域的な腸管出血性大腸菌 O157 食中毒においては、食中毒情報の探知、共通汚染源の調査などに遅れが生じてしまいました。

そのため、広域的な食中毒の発生や広域流通食品の違反を探知した場合の拡大防止措置を速やかに実施することを目的として、関係機関における連絡、連携体制を整備し、必要な対策等が協議できるように、国の地方厚生局の管轄ごとに広域連携協議会が設置されました。

(3) 食品の回収情報の報告の義務化

欧米では、法令により食品回収制度が設けられており、速やかに回収情報を公表できる体制が整備されています。

日本においても、回収情報を行政が把握し、早期の監視指導や消費者への情報提供を実施するため、食品の回収を行う場合には行政への届出が令和3年6月から義務化されます。

なお、広島県では、取り扱う食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、事業者等が回収に着手した際には、速やかに回収着手報告書を提出し、報告する旨を県条例により定めていました。

(4) 指定成分を含む食品による健康被害情報の届出の義務化

アルカロイドやホルモン様作用成分が含まれる食品については、製造管理が適切でなく含有量が均一でないこと、科学的根拠に基づかない摂取目安量が設定されている等により健康被害につながったケースがあります。

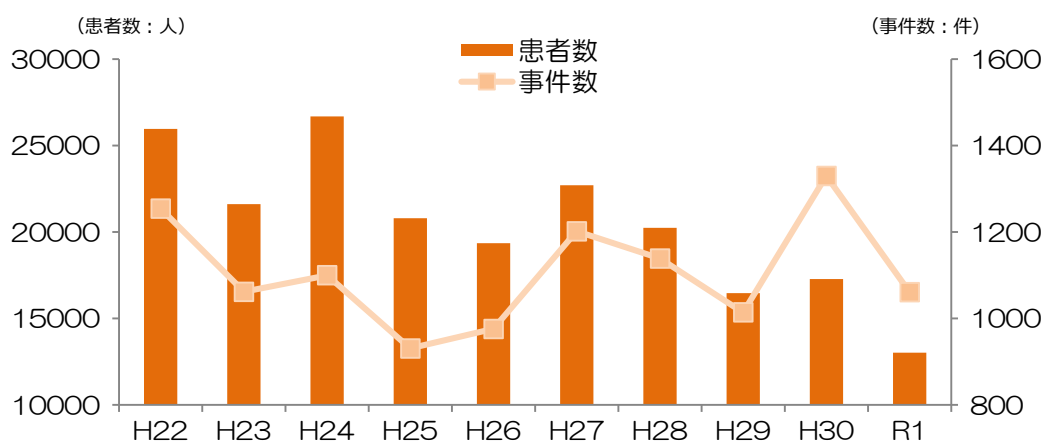
そのため、薬事・食品衛生審議会や食品安全委員会における専門家の科学的知見に基づき指定された指定成分を含有した食品による健康被害情報を探知した場合に行政への届出が令和2年6月に義務化されました。

全国の食中毒事件の発生状況

全国の食中毒事件数は、単年で減少している年もありますが、ここ10年間では、おおむね横ばい状態で推移しており、患者数は、減少傾向にあります。

また、近年発生している特徴的な食中毒事件として、広域流通している共通食材による広域かつ大規模な食中毒事件が挙げられ、平成28年には、きゅうりのゆかり和え、冷凍メンチカツを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒、平成29年には、ポテトサラダを原因とした腸管出血性大腸菌O157食中毒、きざみのりを原因としたノロウイルス食中毒が発生しています。

そのため、全国の食中毒事件については、件数は増加していないものの、生産規模の拡大、流通の広域化により、今後も広域的で大規模な食中毒の発生が懸念されています。



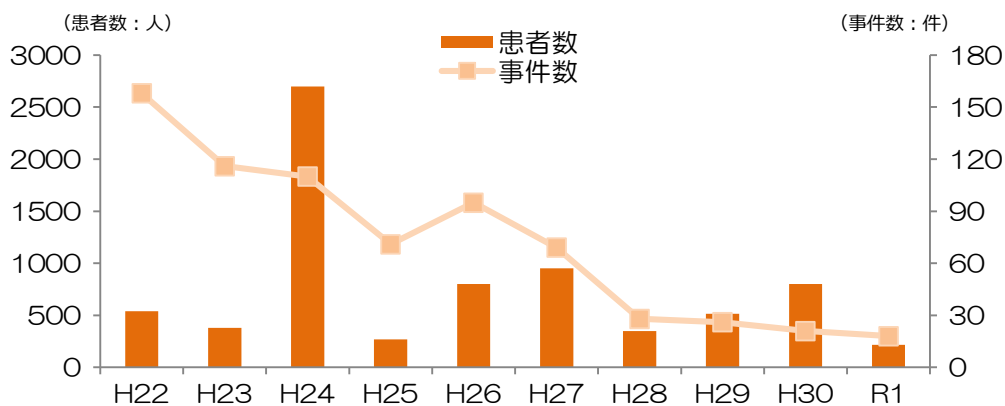
食中毒事件数及び患者数の推移

(出典：厚生労働省「食中毒統計資料」)

広島県内の食中毒事件の発生状況

広島県及び保健所設置市では、飲食に起因する事故防止のため、食品衛生法第24条に基づいて毎年度定める食品衛生監視指導計画により、食品関係施設の衛生状態や、食品の取扱等に関する立入検査・指導や食品等の収去検査を実施しています。また、食品等事業者の自主衛生管理の推進や県民への食品衛生に関する啓発・リスクコミュニケーションに取り組んでいます。

その結果、この10年間で食中毒事件数は約1/10に減少しています。



食中毒事件数及び患者数の推移

(出典：広島県「生活衛生・食品衛生業務概況」)

広島県食品自主衛生管理認証施設

広島県では、県民の食生活の安全・安心を確保するため、食品等事業者の自主的な衛生管理を推進する「広島県食品自主衛生管理認証制度」を設けています。

この制度は、消費者から見えにくく、評価されにくい事業者の日々の衛生管理の取組を積極的に評価し、食品等事業者の衛生管理水準の向上を図るとともに、消費者に、より安全性の高い食品を提供することを目的としています。（令和2年3月時点で、対象業種は21業種です。）

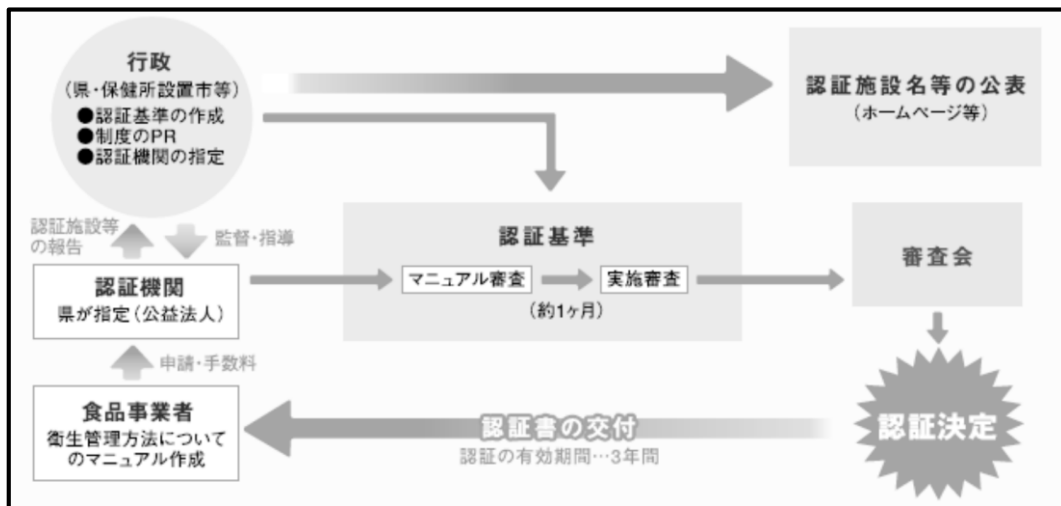
なお、この制度は、施設ごとに想定した危害を回避する取組を明文化し、県が設定した基準に適合することを、県が指定する機関により認証するものです。この認証を受けた施設は、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」相当の管理がなされていると見なされます。

＜認証マーク＞

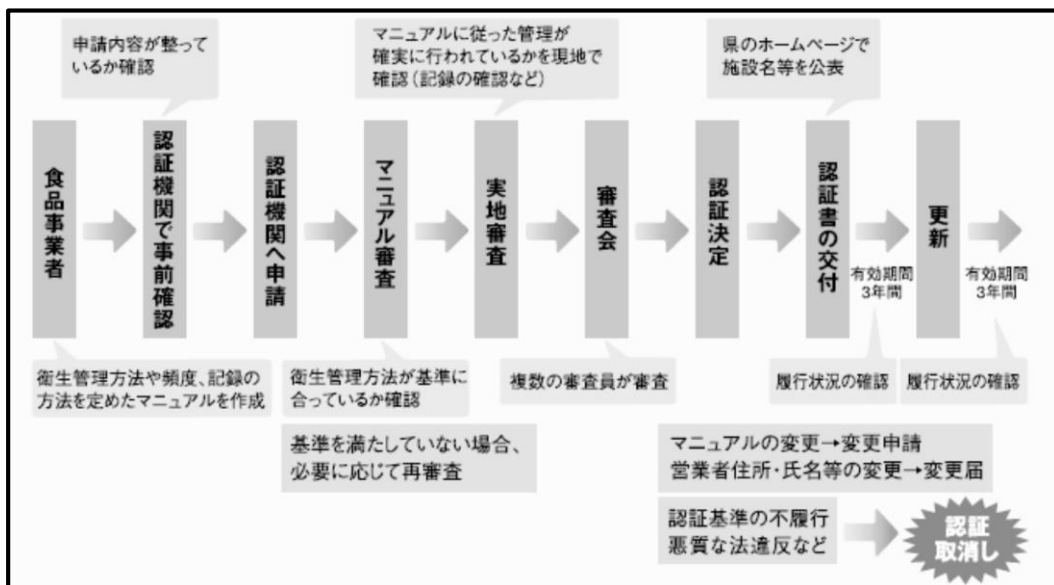


マークの色（本体；緑，背景；白）

＜制度の仕組み＞

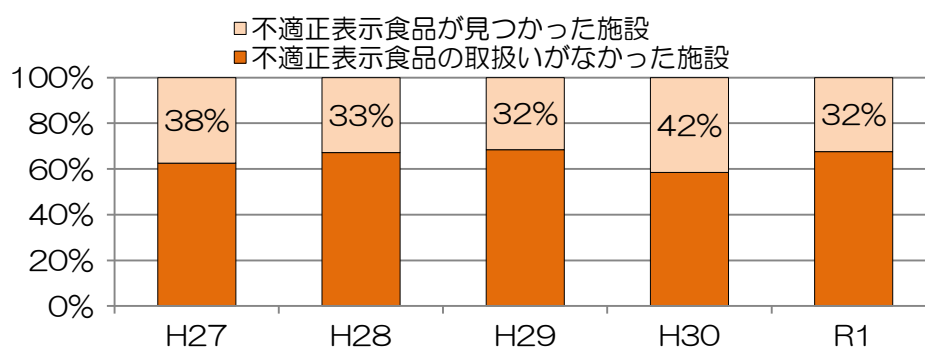


＜認証の手順＞



食品表示の点検状況

毎年12月の広島県食品表示適正化推進月間には、食品表示の一斉点検を実施しており、点検した施設のうち、1/3程度の施設で不適正な表示食品が見つかりました。



食品表示一斉点検における点検状況の推移

(出典：広島県「食品表示の一斉点検結果について」)

食品表示に関する制度の改正

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が平成27年に施行され、経過措置期間が令和2年3月末で終了しました。

また、平成29年9月に食品表示基準の一部が改正され、原則としてすべての加工食品に原料原産地の表示が義務付けられ、経過措置期間が令和4年3月末まで設けられています。

今後も、県民に対する食品表示制度の正しい理解を促進するとともに、食品等事業者に対して、適正な食品表示の実施を推進していく必要があります。

食料損失の減少に向けた食品表示の重要性の高まり

近年、賞味期限切れや飲食店での食べ残しなどにより、廃棄されている食品への関心が高まっています。

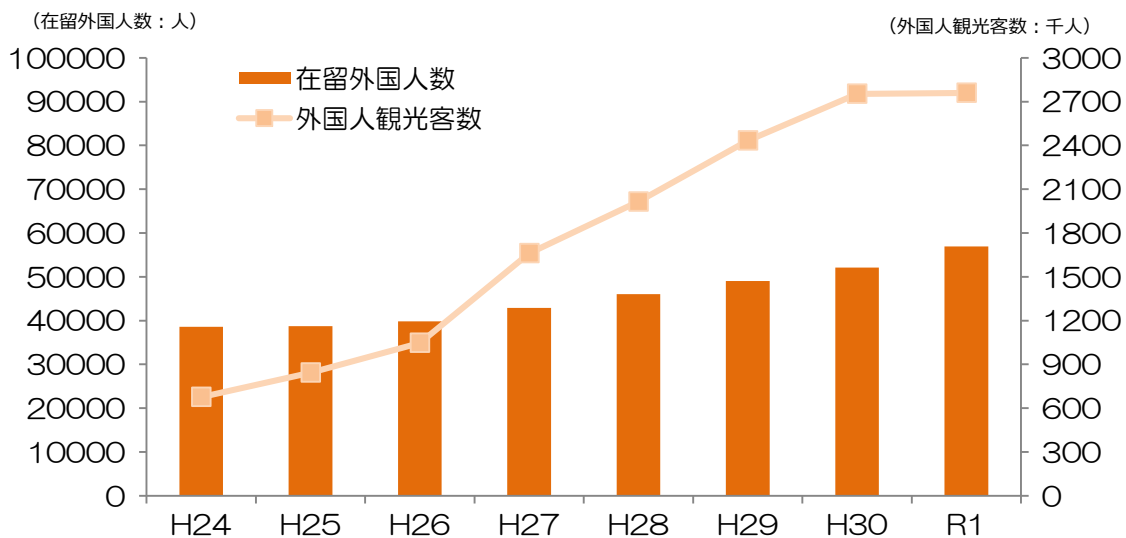
さらに、平成27年に開催された「国連持続可能な開発サミット」によりSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、「令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料損失を減少させる」という目標が設定されました。

これらのことから、生産者、事業者、消費者及び行政による食料損失の減少に向けた取組は、より一層推進されていくと考えられます。特に、事業者においては、賞味期限の「年月日表示」から「年月表示」への切り替えや、「3分の1ルール」の見直しなど、従来の食品表示の習慣を改める動きが活発化しており、今まで以上に、食品表示への正しい理解が重要になってきています。

広島県内の在留外国人数及び外国人観光客数の状況

県内人口は減少する中で、県内の在留外国人は増加傾向にあり、また、県内を訪れる外国人観光客数は、平成24年から令和元年において、8年連続で過去最高を更新しています。

そのため、様々な国の方々に受け入れられるように、本県においても、HACCPに沿った衛生管理の定着や食品のグローバル化に対して、注視していく必要があります。



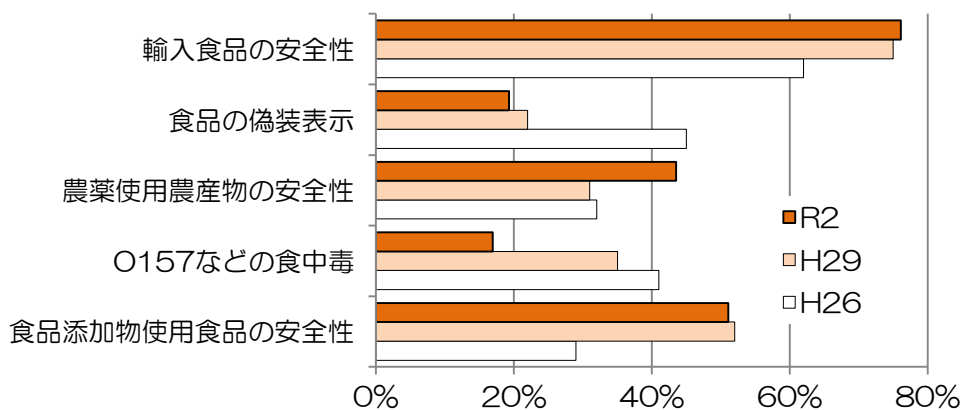
在留外国人数と外国人観光客数の推移（広島県）

※在留外国人数は各年12月末現在

（出典：法務省出入国在留管理庁「在留外国人統計」及び広島県「広島県観光客の動向」）

食品に対する不安意識

県政世論調査によると、食品に対して不安を抱いている県民の割合は、平成29年度調査では32.3%、令和2年度調査では21.5%と減少傾向にあります。一方で、不安を抱く県民のうち、輸入食品、農薬使用や食品添加物使用の安全性に対しての不安意識は依然として残っています。

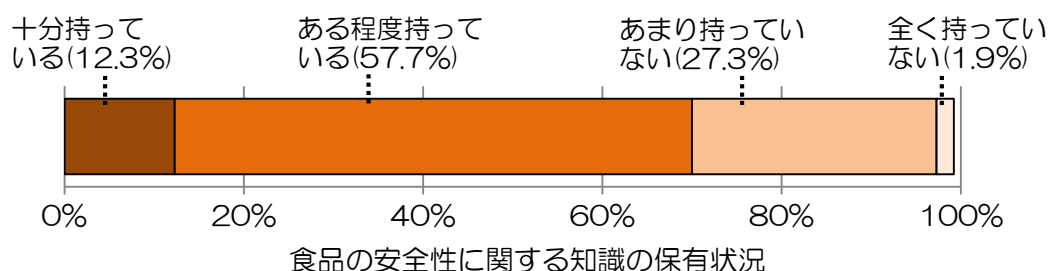


県民が食品に対して不安を抱く理由の推移

（出典：広島県「県政世論調査」）

食品の安全性に関する知識の保有状況

農林水産省が実施した調査によると、依然として、国民の約3割が食品の安全性に関する知識を十分には持っていないという結果になっています。



(出典：農林水産省「食育に関する意識調査」(R1))

新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年1月に全国で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、同年3月には本県で初めて感染者が確認されました。

また、本県においては、令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域に指定され、12月から令和3年2月にかけては本県独自の新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食店などを利用する消費者の不安意識が高まっており、本県としても、飲食店をはじめとする事業者の感染防止対策の推進を後押しする必要があります。

また、コロナ禍における講習会等の開催に関しては、感染防止対策を徹底し、県民が安全に受講できるように実施していきます。併せて、講習会のオンライン受講について、引き続き検討する必要があります。

食品衛生に関する講習会

